

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	地域生活支援事業(日常生活用具費)及び障害者等日常生活用具取付費用助成金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、地域生活支援事業(日常生活用具費)及び障害者等日常生活用具取付費用助成金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地域生活支援事業(日常生活用具費)及び障害者等日常生活用具取付費用助成金の支給に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。

業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地域生活支援事業(日常生活用具費)及び障害者等日常生活用具取付費用助成金の支給に関する事務
②事務の概要	(評価対象事務全体の概要) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第6号に規定される日常生活用具費支給事業は、船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則(昭和60年船橋市規則第16号。以下「規則」という。)に基づき、以下の事務を行う。 また、規則の規定に基づき、日常生活用具費の支給を受ける者について、日常生活用具を取り付ける費用が発生する場合、船橋市障害者等日常生活用具取付費用助成金の支給に関する規則(平成4年船橋市規則第39号)に基づき、以下の事務を行う。 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) ①支給申請。希望する日常生活用具の支給要件について、対象者本人の年齢や障害の種別、等級・程度等を確認する。申請する用具が日常生活用具取付費用助成対象の品目であれば、本人の年齢や障害の種別、等級・程度等支給要件を確認する。 ②情報提供ネットワークシステムを利用し対象者の住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報を確認する。 ③自己負担額を決定し、支給決定する。 ④支給決定情報を対象者に通知する。 ⑤支給決定情報を日常生活用具業者に送付する。 ※①、②、③において特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	障害者福祉システム、ケース台帳管理システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、自治体中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
日常生活用具情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の84の項 ・番号法第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年船橋市条例第55号。以下「船橋市番号利用条例」という。)第3条第1項及び別表その1の5の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二の108の項 (船橋市が提供する根拠) なし(地域生活支援事業(日常生活用具費支給事業)及び障害者等日常生活用具取付費用助成金の支給に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる提供は行わない。)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2345

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 杉森 裕子	課長	事後	
平成31年2月4日	IV リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和2年11月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年11月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和4年2月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第60条第8号 ・番号法第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年船橋市条例第55号。以下「船橋市番号利用条例」という。)第3条第1項及び別表その1の5の項 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の84の項 ・番号法第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年船橋市条例第55号。以下「船橋市番号利用条例」という。)第3条第1項及び別表その1の5の項 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の108の項 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。)未規定) (船橋市が提供する根拠) なし(地域生活支援事業(日常生活用具費支給事業)及び障害者等日常生活用具取付費用助成金の支給に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる提供は行わない。)	(船橋市が照会する根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二の108の項 (船橋市が提供する根拠) (略)	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	事後	